

過払金返還請求履歴を信用情報とは認めず

平成22年1月14日、金融庁は、消費者金融などの利用者が行った過払金返還請求の履歴を、改正貸金業法で定める指定信用情報機関が管理する信用情報として認めないと決定した。

履歴削除を巡っては、貸し渋りを恐れて過払金返還請求を躊躇する多重債務者を救済できるとの見方がある一方で、業界側は多重債務者比率が高く、審査材料として必要な情報と主張している。大手5社は昨年9月に履歴情報を信用情報として認めるよう、金融庁に要望書を提出していた。

削除を決めた理由は、「信用情報とは支払い能力に関する情報であり、過払金返還請求はこれに当たらない。」とのこと。

<Bloomberg.co.jpより一部抜粋>

http://www.bloomberg.co.jp/apps/news?pid=90920019&sid=aNvDTIXylh_A

簡単にまとめると、「①完済後に過払金返還請求を行う人」「②完済していても引直計算後に債務が存在せず過払金返還請求を行う人」は信用情報機関へ何らかの登録がされることはないことになります。

引直計算後に債務が存在するが利息制限法どおりの支払いを継続する場合も信用情報機関へ登録がされることはないと思われ（単に過去の過払い分の利息を請求しただけだから）。

(注) 現在も利息制限法超過の利率で借り入れを行っている方が、約上支払日を遅延した場合は、遅延情報が登録される可能性があります。

<ご 相 談>

司法書士法人H&Wトラスト

フリーダイヤル 0120-783-441

平日：9：00～20：00

土・祝日：10：00～19：00